

## はしがき

私が本書の元となった最初の論文を出した頃は、研究の中心は社会保障法であり、労働法は研究に費やす時間あるいは時間配分としては「片手間」仕事であったが、いずれにしても両方の研究は、密接に関わっている。その最初の論文の一部を活用出来たため、私の最初の社会保障法の著作は、著作としての完成度が高まったし、社会保障法の研究を経ることで、著者なりの「戦後労働法学」の見直し・転換の試みへの参加、さらには理論転換まで果たしえたと、今では確信している。あらゆる問題に共通していると思われるが、別の角度や視点から問題を見る・検討することの大事さを、改めて感じている。

著者にとっては、「戦後労働法学」の理論転換の作業を労働権保障法（労働者保護法）分野でも継続して行っているので、本書が扱う「団結権保障法」で完結する訳ではない。しかし、問題のメインがこれであることが明確であるので、本書の出版により著者としての「戦後労働法学」の理論転換は、完結したと言える。それを本書の表題とした所以である。

私は、社会保障法の最後の著作そして上記論文の刊行までは、社会保障法、労働法ともに、恩師である故沼田稲次郎先生の理論の継承・発展という立場で、研究を進めて来た。しかし本書は、その沼田理論からの離脱という極めて重大で痛切な決断を媒介として、初めてなったものである。本書を沼田先生に評価して頂くことが出来ないのが、残念で堪らない——生前においても御病氣後の言語障害のため、本書の元となった論文全てにつき、直接の評価を頂けなかった上に——が、もし沼田先生が生前に御自分の理論の転換を図られていれば、本書の理論と一致するのではと、密かに自負しているところである。

本書は、当然のこととして、「戦後労働法学」の形成・定着・発展に寄与されて来た方々、その教えを受けてきた方々、「戦後労働法学」を批判されて来た方々、「戦後労働法学」の洗礼を全く受けて来なかった方々、いずれにしても労働法学界への問題提起である。しかし著者が、最も本書の理論を知りかつ

活用してほしいと思っているのは、労働者個人である。本書が、徹底して労働者個人の「団結権論」を展開しているからである。勿論、こうした研究書を労働者が手に取る、見る、またその存在を知るという機会は、——ホワイトカラーが労働者の過半数を占めているとしても——ないかも知れない。いずれにしても、主観的には本書は、労働法学界と労働者への二重のメッセージを發したものとなっている。

「戦後労働法学」の見直し・転換の試みを提唱されたのは、私のもう一人の恩師である靱井常喜先生であり、「見直し・転換」を著作として労働法学界に問われたのは、私の大先輩である西谷敏先生（近畿大学教授）であり、本書は、お二人の業績を乗り越えようとする言わば不遜な試みである。本書の元となった論文の抜刷は、これまでと同様多くの方に寄贈したが、読んだ上で批評して頂いたり学会の折りに励まして頂いたのはごく少数の方であり、半数以上の方からは受け取ったという連絡さえ頂けないという状況で反響がなく、それだけに孤独な作業であったが、お二人の業績を乗り越えるという動機が、バネとなってここまで来られたと思っている。その意味で、お二人に感謝申し上げたい。また、本書につながる「組合民主主義」論に理解を示しこうしたものが今労働者・労働組合に必要という認識の下に『組合民主主義と法』を出版して頂いた窓社の西山俊一氏にも、感謝申し上げたい。本書を「労働者へのメッセージとする」という通常ではありえないことに関し、確信を与えて下さったからである。

こうした想いを持った本書の出版を引き受けて頂いた法律文化社の秋山泰氏に、感謝申し上げる。科研の申請のため、私としては初めてワープロを使用し——従来の全ての論文・著作は、原稿用紙に鉛筆書きというやり方であり、それでは出来た思考が殆ど出来なかった——かつ時間的余裕がないため、初出論文にその後のとりわけ最近の動向等につき、最小限加筆、部分の手直し、誤植の訂正をしたに止まっている。そのため、読点の打ち方、段落変更等不揃いであるし、内容的重複があるが、著者の苦闘の跡を確認出来る意味があるのではとは、思っている。しかしそれ故に、またワープロの変換ミスを含む原稿のミスも多々あり、編集作業は大変だっただろうと推測し、担当頂いた尾崎和浩氏

はしがき

に感謝申し上げます。

最後に、本書を——社会保障法の最初の著作と同様に——故沼田先生とご存命の奥様、私の妻と息子たちに捧げたい。

2008年7月13日

遠藤 昇三